

エアバッグ類車上作動処理実施場所に関する運用変更について

平素はエアバッグ類の処理業務にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、エアバッグ類車上作動処理（以下、車上作動処理）は解体作業の一連の工程の中で実施されている状況を踏まえ、当機構では契約事業所に対し、解体作業場内で車上作動処理を実施するようお願いをしてきました。しかしながら、当機構が現地監査を実施した際に、周辺環境への配慮及び安全性確保の観点から、前述の解体作業場以外の場所において車上作動処理を実施している事例が散見されました。

このため、当機構としてもその実態を鑑み関係省庁と調整した結果、以下要件を満たしていれば、解体作業場以外の場所で車上作動処理の実施が可能になりましたので、作動実施場所に関する運用変更をお知らせいたします。

記

1. 車上作動処理実施の要件と必要な手続き

要件	作動実施場所	今回の運用変更部分	
		a.解体作業場	b.使用済自動車保管場所 c.その他の場所 (a.b.以外。車両移動通路等)
I	申込書類上、作動実施場所が a. ～c. のどの場所にあるか明確であること。	—	「事業所内配置図〔様式 5〕」において、a. b. の範囲を明確に記載して提出ください。
II	作動実施場所が、廃油・廃液の地下浸透防止措置がとられていること。	—	「車上作動処理実施場所写真台帳〔様式 6-③〕」を作成し提出ください。
III	所轄自治体への手続（※）が完了していること。	—	所轄自治体への手続後、「車上作動処理実施場所に係る申告書」を作成し提出ください。
IV	その他注意事項が守られていること。	—	運転席機械式エアバッグ等の取外回収作業はできません。 (必ず、a. 解体作業場で行ってください。)

（※）「c. その他の場所」において作動処理を実施する旨を所轄自治体に届け出る手続きのこと。

2. 今後の対応

・解体作業場(上記 a.)で車上作動処理実施を継続する場合の手続き

必要な手続きはありません。

・解体作業場以外の場所(上記 b.c.)での車上作動処理実施を希望する場合の手続き

〔ステップ1〕 自再協HP (<http://www.jarp.org/>) より下記必要書類をダウンロードしてください。

TOPページ > 各種届出 > エアバッグ類解体業者様向け届出書 > 変更申請書類

①車上作動処理登録変更届出書〔届出書〕

②事業所内配置図〔様式 5〕

③車上作動処理実施場所写真台帳〔様式 6-③〕

④車上作動処理実施場所に係る申告書（上記 b. の場合は不要）

〔ステップ2〕 上記 1. 及び別添の記入例に基づき、必要書類をご記入ください。

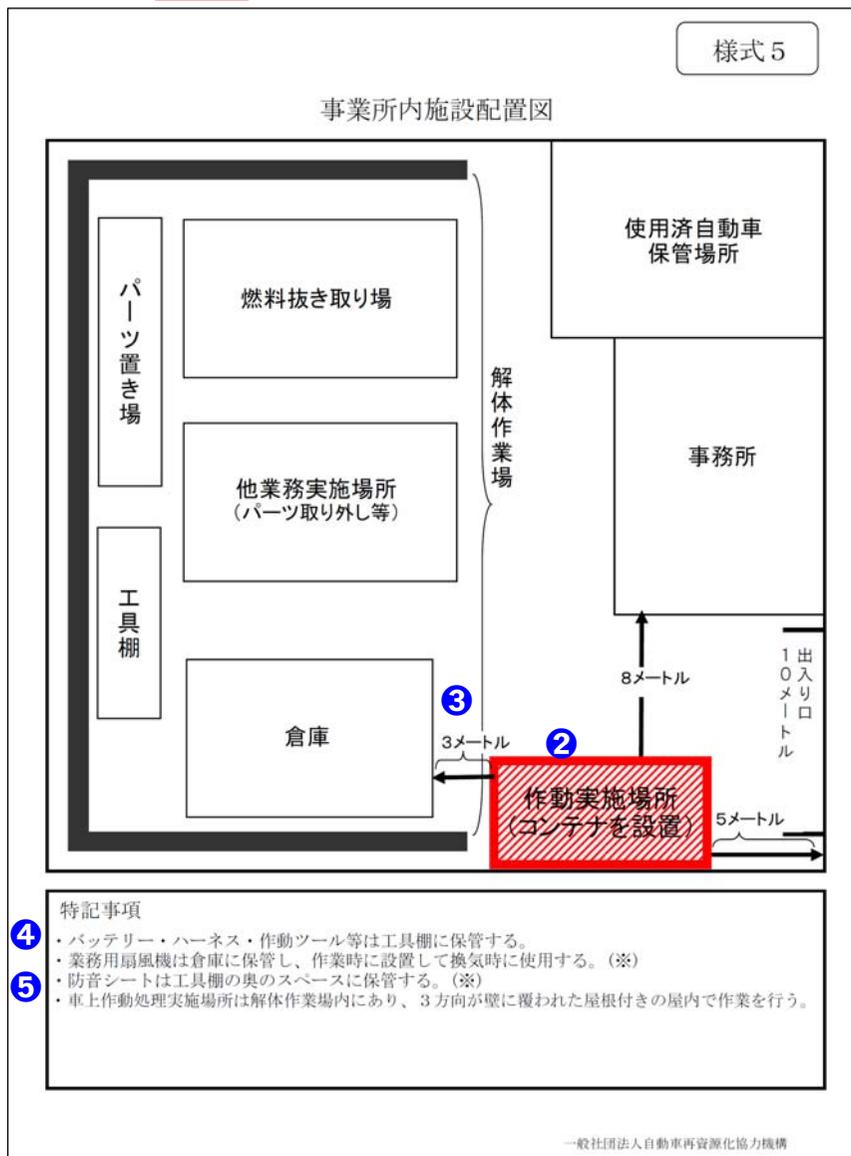
〔ステップ3〕 下記送付先に原紙を提出し、コピーを控えとして保管ください。

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16階
一般社団法人 自動車再資源化協力機構 車上作動処理審査係 宛
TEL:03-5405-6155 担当：鍋谷・堀ノ内・斉藤

以上

事業所内施設配置図〔様式5〕の記入例

<解体作業場以外の場所で車上作動処理を実施する場合>



〔用途〕

車上作動実施場所及び a.解体作業場、b.使用済自動車、c.その他の場所の範囲を確認するために使用します。

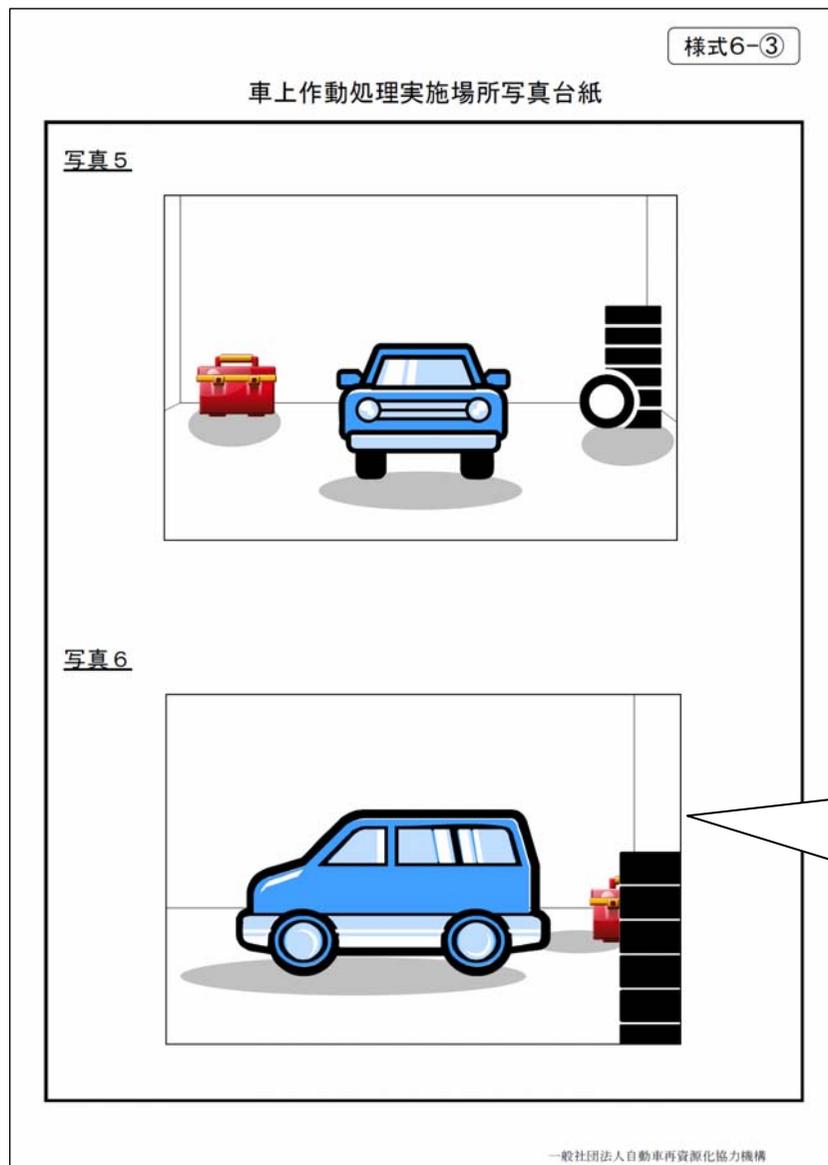
〔記入方法〕

- ① 解体作業場・使用済自動車保管場所が明確にわかるように、事業所内の施設配置を記入してください。
- ② 車上作動処理を実施する位置を斜線で記入してください。
- ③ 車上作動処理を実施する位置から最も近い事業所内の施設等までの距離を記入してください。
- ④ 車上作動処理作業に必要な工具類（バッテリー・ハーネス・カバー等）の保管場所を図面上、もしくは特記事項欄に記入してください。
- ⑤ 車上作動処理を実施する位置に屋根があるか、また、壁で囲まれているか等を特記事項欄に記入してください。

※ 発生音・発生臭対策等のためにコンテナ等で車上作動処理作業を実施する場合は、図面上または特記事項欄にその旨記入してください。

※ 機械式エアバッグ等の取外回収作業は必ず解体作業場で行ってください。

「車上作動処理実施場所車台台帳[様式6-③]」の記入例



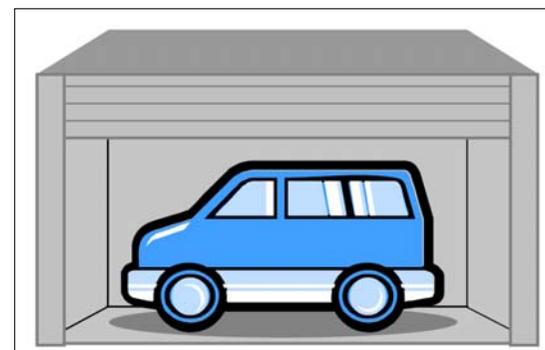
〔用途〕

車上作動実施場所状況（廃油・廃液の地下防止のための措置がとられているか等）を把握するために使用します。（様式5との整合確認をします。）

〔作成方法〕

- 1 車上作動処理実施位置に車両を設置し、床面の状況がわかるように、車両正面と車両側面のそれぞれ各1枚を撮影し、写真⑤・⑥欄にそれぞれ貼り付けてください。
- 2 コンテナ等を設置して作業を実施する場合も、コンテナ等の内部床面の状況がわかるように撮影してください。

（参考）コンテナ等を設置して作業を実施する場合



「車上作動処理実施場所に係る申告書」の記入例

① 平成XX年 10月1日

一般社団法人 自動車再資源化協力機構 御中

車上作動処理実施場所に係る申告書

解体作業場または使用済自動車保管場所として、所管する自治体に申請等を行った場所以外において、エアバッグ類の車上作動処理を行うにあたり、車上作動処理委託契約申込書類（様式4・様式5・様式6-③）に示す場所において実施することを申請図面・標準作業書等により所管する自治体に対し必要な手続きを行ったことを証します。

② 所管自治体：東京 都 道・府・県・市

③ 自治体への手続日※：平成XX年10月1日

④ 自治体への手続方法：申請図面・標準作業書・その他（ ）

左記項目以外で自治体へ確認した場合は、具体的な手続を記入ください。（例：9/24自治体による立入検査にて確認）

※新規許可申請時もしくは更新許可申請時に、車上作動処理実施場所を記載した申請図面や標準作業書等を所管自治体に提出している場合は「許可された日もしくは更新許可された日」を記入してください。
また、車上作動処理実施場所を記載した申請図面や標準作業書等を変更届出により所管自治体に提出した場合、もしくは今後所管自治体に提出する場合は「変更届出を提出した日」を記入してください。

解体作業場または使用済自動車保管場所以外の場所においてエアバッグ類の車上作動処理を行う場合は、廃油及び廃液の地下浸透を防止するための措置を講じます。

なお、虚偽の申告を行った場合には、エアバッグ類車上作動処理業務規約 第7条第1項（2）に基づく登録取消の措置を受けても異存はありません。

⑤ 事業者／事業所名： △△解体工業株式会社

代表者名： 環境 太郎 ⑥ 捺印

◆ 解体作業場または使用済自動車保管場所以外で車上作動処理を実施する場合は、必ず「車上作動処理実施場所に係る申告書」の提出が必要です。

- ① 申告書の作成日を記入してください。
- ② 所管の自治体名（解体業の許可を取得した自治体名）を記入してください。
- ③ 所管の自治体への手続き日を記入してください。
- ④ 所管の自治体への手続き方法を選択してください。
- ⑤ 「事業者名」「事業所名」および「代表者名」を記入してください。
- ⑥ 法人の場合は代表者印、個人事業主の場合は個人印（シャチハタ不可）を捺印してください。